

むつ市議会第267回定例会提案理由(2)

ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、令和8年度分の介護保険料の算定において税制改正前の基準が用いられることによって生じ得る保険料段階の上昇の影響を踏まえ、令和8年度分の介護保険料に限り実施する特例減免に係る要件等を規定するためのものであります。

次に、議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、2億2,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、451億190万円となります。

まず、歳出についてであります。土木費において、道路等の除排雪経費に不足が生じる見込みのため、除排雪委託料を増額しております。

次に、歳入についてであります。補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

むつ市議会第267回定例会議案（2）

目

次

議案第 33 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例	5
議案第 34 号	令和 7 年度むつ市一般会計補正予算	7

議案第 33 号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

令和 7 年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、令和 8 年度分の介護保険料の算定において税制改正前の基準が用いられることによって生じ得る保険料段階の上昇の影響を踏まえ、令和 8 年度分の介護保険料に限り実施する特例減免に係る要件等を規定するためのものである。

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例（平成12年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) その他特別の理由があること。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第16条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第9条第1項第5号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第34号

令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第34号

令和7年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,101,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		2,247,759	220,000	2,467,759
	1. 基金繰入金	2,247,528	220,000	2,467,528
歳入合計		44,881,900	220,000	45,101,900

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		2,518,124	220,000	2,738,124
	2. 道路橋りょう費	1,562,756	220,000	1,782,756
歳出合計		44,881,900	220,000	45,101,900

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	6,243,282	0	6,243,282
2. 地 方 譲 与 税	277,000	0	277,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	21,000	0	21,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	0	20,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	105,000	0	105,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,645,000	0	1,645,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,747	0	80,747
10. 地 方 特 例 交 付 金	46,430	0	46,430
11. 地 方 交 付 税	12,420,203	0	12,420,203
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,352	0	4,352
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	107,023	0	107,023
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	247,124	0	247,124
15. 国 庫 支 出 金	9,573,279	0	9,573,279
16. 県 支 出 金	4,122,178	0	4,122,178
17. 財 産 収 入	28,569	0	28,569
18. 寄 附 金	342,000	0	342,000
19. 繰 入 金	2,247,759	220,000	2,467,759
20. 諸 収 入	3,000,526	0	3,000,526
21. 市 債	4,010,400	0	4,010,400
22. 繰 越 金	312,028	0	312,028
歳 入 合 計	44,881,900	220,000	45,101,900

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,264	0	239,264				
2. 総 務 費	6,725,326	0	6,725,326				
3. 民 生 費	11,048,513	0	11,048,513				
4. 衛 生 費	3,938,628	0	3,938,628				
5. 労 働 費	17,951	0	17,951				
6. 農 林 水 産 業 費	1,005,638	0	1,005,638				
7. 商 工 費	2,072,487	0	2,072,487				
8. 土 木 費	2,518,124	220,000	2,738,124				220,000
9. 消 防 費	2,233,173	0	2,233,173				
10. 教 育 費	5,188,764	0	5,188,764				
11. 公 債 費	4,147,108	0	4,147,108				
12. 諸 支 出 金	5,544,827	0	5,544,827				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	177,097	0	177,097				
歳 出 合 計	44,881,900	220,000	45,101,900				220,000

歳入

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 財政調整基 金繰入金	709,179	220,000	929,179	1 財政調整基 金繰入金	220,000	財政調整基金繰入金
計	2,247,528	220,000	2,467,528			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		44,881,900	220,000	45,101,900

歳出

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 土木維持 費	996,194	220,000	1,216,194				220,000	12 委託料	220,000	除排雪委託料
計	1,562,756	220,000	1,782,756				220,000			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国県 支出金	地方債	その他		
	44,881,900	220,000	45,101,900				220,000	

むつ市議会第267回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）

目

次

議案第 3 3 号　　むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表 …………… 5

議案第 33 号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料の減免)</p> <p>第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その他特別の理由があること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p><u>(令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u></p> <p>第 16 条 <u>第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされる</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第 15 条 (略)</p>

ことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第9条第1項第5号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

